

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月25日
【会社名】	株式会社モブキャスト
【英訳名】	mobcast inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藪 考樹
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目8番10号
【電話番号】	03-5414-6830
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 管理本部長 佐武 利治
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目8番10号
【電話番号】	03-5414-6830
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 管理本部長 佐武 利治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年3月25日開催の当社第11回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年3月25日

(2) 当該決議事項の内容
第1号議案 定款一部変更の件
定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任の一部免除)</p> <p>第27条(条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該社外取締役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金200万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第31条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第32条(条文省略)</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。</p> <p>第38条(条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該社外監査役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金200万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任の一部免除)</p> <p>第27条(現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該取締役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金200万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第31条(現行どおり)</p> <p>2 <u>当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後、最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第32条(現行どおり)</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第38条(現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該監査役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金200万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件
取締役として、藪考樹、玉舎直人、佐武利治、石橋武文、福元健之、海老根智仁、谷本勲の7名を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件
監査役として、高瀬明、内藤篤、角田博昭の3名を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
補欠監査役として、三村昌裕を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成割合(%)	可否
第1号議案 定款一部変更の件	73,027	1,001	0	95.5	可決
第2号議案 取締役7名選任の件					
藪 考樹	72,621	1,407	0	95.0	可決
玉舎 直人	72,867	1,161	0	95.3	可決
佐武 利治	72,874	1,154	0	95.3	可決
石橋 武文	72,878	1,150	0	95.3	可決
福元 健之	72,834	1,194	0	95.2	可決
海老根 智仁	72,863	1,165	0	95.3	可決
谷本 勲	72,879	1,149	0	95.3	可決
第3号議案 監査役3名選任の件					
高瀬 明	72,908	1,120	0	95.3	可決
内藤 篤	72,659	1,369	0	95.0	可決
角田 博昭	72,904	1,124	0	95.3	可決
第4号議案 補欠監査役1名選任の件					
三村 昌裕	72,906	1,122	0	95.3	可決

(注) 決議事項が可決されるための要件は、次のとおりであります。

(第1号議案)

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(第2号議案及び第3号議案並びに第4号議案)

議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。